

平成 18 年 11 月 2 日

愛知県環境影響評価審査会
会長 成瀬 治興 様

愛知県環境影響評価審査会
茶屋新田土地区画整理部会
部会長 武田 明正

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価準備書に
ついて（報告）

平成 18 年 8 月 4 日に審査を依頼されたこのことについては、別添のとおりです。

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業 環境影響評価準備書に係る部会報告

はじめに

名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討して、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って、環境保全に十分に配慮する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境保全に関する最善の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (3) 事業計画について、雨水調整池や公園・緑地の規模、土地利用計画や都市施設の配置に当たっての環境配慮事項など、より具体的に記載すること。
- (4) 水田は、ヒートアイランド現象の緩和や保水機能、生物の生息・生育環境など様々な環境保全機能を有しているが、事業の実施によりその機能が消失することとなることから、事業の実施に当たってはそうした多様な機能の確保に配慮して、幹線道路における街路樹の整備や透水性舗装を積極的に採用するなど、自然環境等の保全に配慮すること。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 建設機械や工事用車両の大気質、騒音及び振動に係る予測対象時期について、大気汚染物質の排出量等の経月変化を示すなどその妥当性を明らかにすること。
- (2) 建設機械及び斎場施設の稼働に伴う騒音・振動の予測について、騒音・振動発生源の位置など予測条件の一部が示されていないことから、予測に必要な事項を記載すること。
- (3) 建設機械騒音の予測結果の値は特定建設作業の基準値に近いことから、「環境影響の程度は極めて小さい」という評価は再検討すること。
- (4) 工事用車両の騒音・振動の予測について、大気質と同様に予測地点ごとの車種別交通量を記載すること。

- (5) 事業実施区域及びその周辺には住宅、学校等が立地していることから、工事の実施に当たっては、住宅、学校等からの距離、建設機械の配置、作業時間等に十分配慮するとともに、低公害型の建設機械を積極的に採用すること。
- (6) 工事用車両が走行する一部のルート沿道では、既に道路交通騒音の環境基準値を超えている状況であることから、工事の実施に当たっては、沿道環境への影響をより一層低減するため、工事用車両の走行台数の平準化を図るとともに、最新規制適合車を積極的に採用すること。
- (7) 粉じん対策等として種子散布を行う際には、生態系への影響に配慮した種子の選定に努めること。

3 悪臭

斎場施設の稼働に伴う悪臭の予測については、類似施設である既設の名古屋市八事斎場における現地調査結果を引用して予測を行っているが、施設の煙源と敷地境界までの距離などを示した上で、調査方法及び予測方法の妥当性を明らかにすること。

4 水質

工事の実施に当たっては、降雨による濁水の流出防止のため、沈砂池の浚渫等により、必要な沈砂機能を維持・確保するとともに、流出水の濁りの状況を把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。

5 地盤

圧密沈下時間の予測に用いた圧密係数の設定根拠を示すなど、予測方法をわかりやすく記載すること。

6 動物、植物、生態系

- (1) 重要な種であるコギシギシに対する環境保全措置として事業実施区域外で播種を実施することとしているが、あらかじめ専門家の指導や助言を得ながら適切に実施すること。また、事後調査によりその生育状況を的確に把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (2) 事業実施区域内で自然環境に配慮した公園を整備することとしているが、その整備に当たっては、専門家の指導や助言を得ながらコギシギシや名古屋市版レッドデータブックで絶滅危惧種に選定されているコイヌガラシをはじめ多様な動植物の生息・生育環境にも配慮すること。

- (3) 事業実施区域周辺における水田を主体とした農地環境の保全を図るための環境配慮方針が示されているが、その確実な実施が図られるよう地域のコンセンサスづくりに努めること。

7 景観

- (1) 幹線道路や斎場施設の存在についても加えて予測・評価すること。また、事業実施区域の特徴的な現況景観や将来の住宅等の立地後のイメージ図を参考として記載しておくこと。
- (2) 斎場施設や北側に隣接する公園の整備に当たっては、地域の主要な眺望景観に配慮するよう整備主体相互の連携を図ること。

8 廃棄物等

工事の実施に当たっては、廃棄物等の発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。また、廃棄物等の発生量の算定根拠を明らかにすること。

9 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民などの意見を十分に検討するとともに、住民などにわかりやすい内容となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、住民などからの環境に関する要望などに対して、適切な対応を図ること。

検 討 の 経 緯

| 年 月 日 | 会 議 | 備 考 |
|---------------|-----|--|
| 平成18年 8 月 4 日 | 審査会 | 知事からの諮問 準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 部会の設置及び付託 |
| 平成18年 9 月 5 日 | 部 会 | 準備書の内容の検討 |
| 平成18年10月25日 | 部 会 | 準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 関係市長意見の検討 部会報告の検討 |

愛知県環境影響評価審査会茶屋新田土地地区画整理部会委員

| | |
|--------|---------------------|
| 今榮 東洋子 | 慶應義塾大学理工学部教授 |
| 岩田 好一朗 | 中部大学工学部教授 |
| 内田 臣一 | 愛知工業大学工学部助教授 |
| 岡村 穰 | 名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授 |
| 岡本 真理子 | 東海女子大学人間関係学部教授 |
| 芹沢 俊介 | 愛知教育大学教育学部教授 |
| 大東 憲二 | 大同工業大学工学部教授 |
| 武田 明正 | 三重大学名誉教授 |
| 立川 壮一 | 藤田保健衛生大学医学部教授 |
| 田中 稲子 | 岐阜市立女子短期大学非常勤講師 |
| 朴 恵淑 | 三重大学人文学部教授 |
| 長谷川 明子 | 財団法人日本生態系協会評議員 |

部会長

部会長代理

(敬称略、五十音順)